

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	保育の実施に係る費用徴収		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>(費用の徴収)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>3～8 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	児童福祉法第50条第5号・第6号・第6号の2・第7号・第7号の2・第7号の3、第51条第2号・第3号・第4号・第5号、第56条第2項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	受給資格の喪失		
根拠法令(条例等)	児童手当法(昭和46年法律第73号)		
根拠条項	<p>(支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p>		

	<p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者</p> <p>2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。）</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】 （認定）</p>

第7条 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2～3 略

（支給及び支払）

第8条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3～4 略

関係法令等	児童手当法第4条、第7条第1項、第8条第1項・第2項 児童手当法施行規則第1条の4第1項
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	児童手当の不支給		
根拠法令(条例等)	児童手当法(昭和46年法律第73号)		
根拠条項	<p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】 (支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>1 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p>		

- 2 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
  - 3 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
  - 4 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
  - 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 第5条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

関 係 法 令 等	児童手当法第5条 児童手当法施行令第1条、第2条、第3条
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	調査拒否等による児童手当の支給の制限		
根拠法令(条例等)	児童手当法(昭和46年法律第73号)		
根拠条項	<p>(支給の制限)</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】 (調査)</p> <p>第27条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>		
関係法令等	児童手当法第10条、第27条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			



様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	児童手当の支払いの一時差止め		
根拠法令(条例等)	児童手当法(昭和46年法律第73号)		
根拠条項	第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p><b>【その他の基準となる法令・通知等】</b></p> <p>(届出)</p> <p>第26条 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第17条第1項の規定によつて読み替えられる第7条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>○児童手当法施行規則</p> <p>(現況の届出)</p> <p>第四条 一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届書には、第1条の4第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 施設等受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の届書には、第1条の4第4項第2号に掲げる書類を添えなければならない。</p>		

関 係 法 令 等	児童手当法第11条、第26条 児童手当法施行規則第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	支払の調整		
根拠法令(条例等)	児童手当法(昭和46年法律第73号)		
根拠条項	<p>(支払の調整)</p> <p>第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	児童手当法第13条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	町民健康課
処分の概要	不正利得の徴収		
根拠法令(条例等)	児童手当法(昭和46年法律第73号)		
根拠条項	<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			